

プロジェクト 企業結合（ステップ2）

項目 公開草案に対するコメントへの対応-適用時期及び経過措置-

適用時期

公開草案に対するコメント

1. 公開草案では、連結会計基準案第 39 項に定める表示方法に係る事項については、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用することを提案している（連結会計基準案第 44-5 項）。

（参考）連結会計基準案第 39 項

連結損益及び包括利益計算書又は連結損益計算書における、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分は、下記のとおり表示する。

- (1) （省略）
- (2) （省略）
- (3) 純損益計算の区分は、次のとおり表示する。
 - ① （省略）
 - ② 税金等調整前当期純利益に法人税額等（住民税額及び利益に関連する金額を課税標準とする事業税額を含む。）を加減して、当期純利益を表示する。
 - ③ 2 計算書方式の場合は、当期純利益に非支配株主に帰属する当期純利益を加減して、親会社株主に帰属する当期純利益を表示し、1 計算書方式の場合は、当期純利益の直後に親会社株主に帰属する当期純利益及び非支配株主に帰属する当期純利益を付記する。

2. 公開草案で上記の提案を行ったのは、次のような点を踏まえたものである。
 - ✓ 今回の改正は重要な業績指標である当期純利益の表示に係る改正であり、周知不足による混乱を避ける必要がある。
 - ✓ 財務諸表作成者、財務諸表利用者に対して、科目表示を変更した理由も含めた変更内容の理解と周知の期間を十分に取る必要である。その中には、情報仲介者としての情報ベンダー、報道機関等の関係者に対する周知、対応も含まれる¹。
3. これに対して、財務諸表利用者の中からは、適用時期を 1 年前倒して、「平成 26 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度の期首から」への変更を提案するコメントが寄せられた。

検討の状況

4. 4 月以降、関係当局や報道機関、各種情報ベンダー等に公開草案の提案内容について

¹ 現行の当期純利益と公開草案で提案している当期純利益は、同じ科目名称であるが、内容が異なる点などの周知を十分に図る必要がある。特に、同時期に提出される決算期の異なる上場会社の四半期財務諸表（例えば、3 月期決算上場会社の第 1 四半期連結損益計算書と 9 月期決算上場会社の第 3 四半期連結損益計算書）について、財務諸表利用者がミスリードしないように周知を図る必要があると考えられる。

て説明の上で、改正提案事項へのシステム面での対応などについてヒアリングを行った。その結果、公開草案の内容に沿って会計基準の改正が行われた場合には、情報ベンダー等においては情報端末向けのシステム対応等が必要であるが、来年夏にかけて証券取引所における株価に関する表示(呼び値の単位)の見直しへのシステム対応時期と重なっていることや、EDNET等での対応を踏まえた取組みとなるため、対応には一定の期間を要するとのことであった。また、科目表示の変更についての周知をしっかりと行ってもらいたいという指摘もあった。

5. 第2項及び第4項に記載の通り、今回の改正への対応には一定の周知及び準備期間が必要と考えられることから、公開草案の適用時期の提案を維持することでどうか。

ディスカッション・ポイント

コメントに対する対応として、上記の案でよいか。

以 上